

航行安全対策の主な流れ

案件発生(委託者)

- 港湾計画(改訂・変更)
- 海上工事等の計画
- 大型客船の誘致、危険物積載船の大型化の計画 等

海防団体への相談(委託者)

- 航行安全対策の考え方
- 委員会開催、回数、費用等
- 海上保安部、港湾管理者、船舶の運航者等関係者への相談・対応の進め方

仕様書作成、契約(委託者)

- 調整後、仕様書の作成
- 発注、契約

安全対策(受託者)

- 港湾の現況調査
- 通航船舶実態調査
- 航行安全対策検討委員会開催
- 地域の海運関係者の合意形成
- 必要に応じ操船シミュレータを使用した検証

安全対策検討完了(委託者、受託者)

- 受託者→委託者 完了報告書
- 報告書に基づき具体的な安全対策を事業計画に反映

事業開始(委託者)

- 行政庁の許可等必要な手続き(例:港長の許可)を終え、目的の事業開始

航行安全対策検討委員会での検討!

はじめに～海は公共の財産

- 安全性の検証、安全対策の策定は中立公正が大前提

委員会の運営

- 中立・公正な海難防止団体による運営
- 学識経験者、海事関係者、官庁の参画
- 事案の公共性・社会性と海域利用者への影響に配慮(公共の安全が前提)
- 科学的・客観的な安全性の検証

航行安全対策の要件

- 効果的・合理的な対策
- 海域利用者の合意(合意形成により対策の実効性担保)
- 関係行政機関との調整(事案許認可の迅速化)

委員の構成

有識者(大学教授等)、船主協会、水先人会、船長協会、船舶運航実務の専門家、旅客船協会、漁業協同組合、海域利用者、関係行政機関(当事者は除く)等

委員会の流れ

- 委員の選定(受託者)
- 会場、日程調整(委託者・受託者、委員、関係機関)
- 開催案内(受託者)
- 開催(基本3回)→ 1回目:事業計画の把握、問題点の抽出
2回目:課題(安全性)の検討
3回目:最終とりまとめ

*上記のほか必要に応じ、作業部会、操船シミュレータ実験等による検証を行う場合がある。

*委員会、作業部会及びシミュレータ実験の都度、受託者は委託者、委員、関係機関等との打合せ、説明を行って進める。

- 各委員会、作業部会等議事録作成
- 報告書作成



航行安全対策委員会